

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 29 日

都 道 府 県
指 定 都 市
各 中 核 市
児童相談所設置市
障害児支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

食事中の誤嚥事故防止の再徹底について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止の再徹底について」（令和 6 年 11 月 29 日付こども家庭庁支援局障害児支援課等連名事務連絡。以下「11 月 29 日付事務連絡」という。）を発出し、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知徹底を図ったところです。

障害児支援については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の対象施設とはされておりませんが、ガイドラインも参考にしながら、食事やおやつの提供場面において、誤嚥事故防止の徹底に努めていただきたい趣旨となります。

なお、障害児支援における事故防止については、既に各施設・事業所において、「障害児支援における安全管理について」（令和 6 年 7 月 4 日付通知こ支障第 169 号）においてお示しした「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」を活用し、取り組んでいただいているものと承知しております。

都道府県等におかれましては、11 月 29 日付事務連絡を周知いただく際、「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」の内容についても改めて周知いただくようお願いいたします。

【参考資料】

○「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki#h2_free2